

令和6年1月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和6年1月23日（火） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

- ・出席者 教育長 村田明彦
教育長職務代理者 奥野貞一
委員 多田謙司
委員 新熊和彦
委員 古山美穂

- ・説明者 教育監 堂山浩三
学校教育部長兼食育・給食課長 森井克則
生涯学習部長兼生涯学習課長 田中直明
兼市民大学事務長
学校教育部理事 黒木 悟
学校教育課長 伊藤 圭
スポーツ振興課長 梁川泰延
文化財・世界遺産室参事 井原 稔
食育・給食課第1・2学校 上村良史
給食センター所長

- ・事務局 教育政策課長 寺元麻子
教育政策課課長補佐 萬田正英

- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について

 - 日程第2 教育長月次報告

- 日程第 3 議案第 44 号
羽曳野市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する
規則の制定について
- 日程第 4 議案第 45 号
執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の
制定及び、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 46 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 6 報告第 16 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 7 報告第 17 号
羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免につい
て
- 日程第 8 その他
・ 日程調整など
- 日程第 9 議案第 47 号
令和 6 年度羽曳野市立学校管理職人事について

開会：午前10時00分

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 1月8日に、20歳の集いが行われました。
- (2) 1月11日に、校長会が行われました。
- (3) 1月15日に、教頭会が行われました。
- (4) 1月19日に、大阪府都市教育長協議会1月定例会が行われました。

日程第3 議案第44号

羽曳野市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

- スポーツ振興課長より、羽曳野市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

羽曳野市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

資料は議案と改め文、新旧対照表となります。

学校施設の開放は年間登録した団体に対しまして学校教育活動に支障のない範囲で、小中学校の運動場、体育館のプール、一部の学校で武道場もありますが、それらの施設を開放する事業となります。

昨年度と今年度の2か年ですべての小中学校の体育館に空調設備が設置されたことに伴いまして、夏場の熱中症予防の観点などから、団体が活動する場合に電気代の実費相当分を徴収し空調設備の使用を認めるにあたり、施行規則を改正するものであります。施行期日は、来年度の令和6年4月1日となります。具体的な内容は、新旧対照表をご確認ください。

まず第7条第3項の団体登録の申請についての規定となりますが、空調設備とは関係ありませんが、実際の運用に合わせまして、現在1月に申請を受けていますので、3月から1月に改正するものとなります。

次に第10条に開放校の空調設備を使用するときは、別表第2に掲げる当該使用に伴う実費に相当する額を負担しなければならない。と規定を設け、別表第2を追加しています。別表第2については裏面になりますが、小学校と中学校の2段の表となっています。

小学校は30分当たり100円、中学校は20分当たり100円を徴収するという形になります。

なぜ料金が違うかという小学校の体育館に比べ、中学校の方が広く室内機の数も小学校は4・5台ぐらい、中学校は6・7台ぐらいと実際にかかる電気代を踏まえ中学校の方が多ということで料金の違いを設けています。

実際の使用方法ですが、空調設備の電源のところにコイン、100円玉を入れる機械を設置し、100円玉を入れると小学校の場合は30分間、中学校は20分間、空調機器が動くというような形の運用をしようと考えています。

実際の使用は6月ぐらいからを目途に考えています。

改正内容につきましては、以上となります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

《教育長》

説明ありましたけど、質問等ございませんか。

《多田委員》

実際のところ採算が取れるのですか。

《スポーツ振興課長》

この料金の算定については、電気代相当分というかたちで積算しており、空調機器やコインを入れる機器の導入費用は含んでいません。電気代相当分については、使用団体に負担していただくという形で考えています。

《多田委員》

学校で使う場合もお金を入れる必要があるのですか。

《スポーツ振興課長》

コインを入れる機器には、元に切り換えスイッチがあり、そのスイッチで学校が使う場合と団体が使う場合を切り替えるようになっています。その切り換えスイッチには鍵がかかっており、鍵を持たない団体はその切り換えを出来ませんので、100円玉を入れて空調機器を動かすということになります。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第45号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の
制定及び、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 文化財・世界遺産室参事より、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定及び、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明があり承認を求めました。

《文化財・世界遺産室》

史跡通法寺跡の整備に伴いまして、執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定及び、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

史跡通法寺跡周辺は、みなさまご存じの通り河内源氏が盤踞した地域であり、平安時代から現在までその足跡をたどることが出来る重要な場所でもあります。現在も地域の拠点として、また歴史散策の場所として多くの人々が来訪しています。

しかしながら、近年の台風や豪雨等によって史跡地の劣化が顕著となっており、遺跡の損傷のみならず、来訪者の安全面においても懸念材料となっています。

これらを踏まえて、史跡通法寺跡の根本的な整備が喫緊の課題となっております。このためには、文化財保護に基づいて保存活用計画を策定する必要があります。これは、補助金を受ける前提にもなります。

保存活用計画策定に当たっては、文化財保護法で整備検討委員会の設置が求められております。また、委員には、学識経験者や地域に精通した者を選任し、意見を聞くことと定められています。

そのため今回、委員会の設置及び委員の選任にあたり条例を制定するものです。今回の条例改正の内容につきましては、先ほどお話しした通り、執行機関の附属機関に関する条例に羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会を追加いたします。また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、本委員会の委員報酬を学識経験者2万円、その他の委員7千円と定めようとするものです。

なお、本条例が次期議会で承認を受けましたら、規則の制定並びに委員の委嘱について、改めてご審議をいただく予定としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

《教育長》

かなりの被害を受けたのは、いつでしたか。

《文化財・世界遺産室参事》

6月です。通法寺の山門瓦が落ちまして、今、緊急の補修をしていますが緊急工事なので、1年ぐらいしかもたない。もって2年程度だそうです。

また、その後の豪雨によって、源義家の墓に向かう通路が全部崩落してしましまして、今、通行止めとなっております。そこへ行くには、奥の御所を通って行く事は出来ませんが、なかなかわかりにくいというのが現状です。今の段階では、安全面も含めまして、かなり厳しい状況にあるということです。

《古山委員》

羽曳野には、すごい財産が一杯あると思います。1つずつに対して、こういう委員会を立ち上げるのですか。

《文化財・世界遺産室参事》

本来は、地域活用計画というのがありまして、それは羽曳野市全体の保存活用計画を立てるというものです。これは、かなり大変な作業でして、府下の市町村でも2・3市ぐらいしかしていません。

文化庁からも早くにしなさいと言われていますが、文化財単体では出来なくて、市全体でやらないといけないので、大変な作業になってきます。それをやっている間に他の個別の案件が今回の通法寺みたいに劣化や安全性の問題がでてくるので、個別の案件をやりながら全部やって行く形になります。

《古山委員》

他市よりも一杯いい所があるので、もっと人とお金をつけて貰えたらいいのに。文化庁に言えばいいの。

《文化財・世界遺産室参事》

文化庁の方も厳しくて、査定も厳しい状況になっています。

今回の内示もかなり減額されている状態であります。

ただ、今おっしゃったように羽曳野市には、多岐の時代にわたってのものがありますが、その中で古市古墳群につきましては、すでに整備検討委員会がありまして、今は、基本計画になっていますが、それ以外は、まだ保存活用計画がありません。その中で通法寺は、安全面で緊急の課題・問題があるということで、まずは、通法寺を整理して安全を確保していこうということです。

《新熊委員》

去年、私は、スポーツ推進委員の立場で前室長がおられた時に、ガイドをして

いただき、木を伐採していたので綺麗になったと思う反面、建物が崩れそうだったので、危険だと思っていました。

もし、2年前ぐらい前であれば、鎌倉殿のブームに乗って、多くの人々が来たかもしれないですね。

《文化財・世界遺産室参事》

先に古市古墳群が世界遺産になったので、その流れで古市古墳群の保存活用計画が優先され、金銭的な事もあり今となっております。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第46号

後援名義の使用許可について

- 教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

新規申請事は、団体名は「有限会社 人形劇団クラルテ」事業名は「人形劇団クラルテこどもの劇場「11ぴきのねことぶた」」です。

事業実施日は、令和6年3月31日(日)で、LICはびきのが開催会場です。

事業内容としましては、子どもに人気のある絵本を人形劇化し、生の舞台芸術の楽しさと感動を体験することで、感性を刺激し想像力を膨らませ、豊かな心をはぐくまれること、また、保護者との感動の共有を目的としております。

羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱第2条第1項による許可対象事業の要件はクリアしており、なおかつ第2条第2項の許可を行わない事業の要件には該当しないと考えております。

2枚目以降に予算書等の資料を添付しております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 報告第16号

後援名義の使用許可について

- 教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの、5件の報告になります。

1件目は、専決日は12月22日、団体名は「公益社団法人 日本プロボウリング協会」、事業名は「初心者向き健康ボウリング教室」です。

2件目は、専決日は12月26日、団体名は「南河内地区人権教育研究協議会」、事業名は「2023年度南人教実践交流会」です。

3件目は、専決日は1月18日、団体名は「羽曳野市サッカースポーツ少年団」、事業名は「第6回 スーパー「コノミヤ」カップ」です。

4件目は、専決日は1月19日、団体名は「NPO法人南河内こどもステーション」、事業名は「人形劇鑑賞」です。

5件目は、専決日は1月19日、団体名は「NPO法人南河内こどもステーション」、事業名は「ミニこどもまつり（2024年3月）」です。

説明は以上です。

日程第7 報告第17号

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免について

- 食育・給食課第1・2学校給食センター所長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《食育・給食課第1・2学校給食センター所長》

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選出について説明させていただきます。

令和5年10月4日付議会選出各種委員の変更に伴う交代により羽曳野市立学校給食センター設置条例により設置された学校給食センター運営委員会委員においても変更が生じました。

つきましては、新任の委員を、令和5年10月4日から令和6年3月31日まで委嘱するため、承認を得るものです。

委員につきましては、2枚目の名簿の通りとなっております。1番、2番の方が新任です。

説明は以上です。

日程第8 その他

- (1) 学校教育課長より、学校案件について報告がありました。
- (2) 生涯学習部長より、ドッグランの設置について説明がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

日程第9 議案第47号

令和6年度羽曳野市立学校管理職人事について

- 学校教育部理事より、令和6年度羽曳野市立学校管理職人事について説明があり、承認を求めました。

《人事に関する議案につき非公開》

教育長より次回の2月定例教育委員会議を、2月20日（火）に予定すること通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時10分